

## 差止請求書

2011年（平成23年）6月6日

〒102-0083

東京都千代田区麴町 3-5-2 BUREX4F

株式会社ワールドアベニュー

代表取締役 松久保 朱美 様

〒102-0085

東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者機構日本

理事長 芳賀 唯史

Tel 03-5212-3066 Fax 03-5216-6077

（担当 磯辺）

私ども消費者機構日本（以下「当機構」といいます。）  
は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為  
の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害  
の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、  
弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題の専門

家により構成されている特定非営利活動法人であり、また消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本差止請求書を送付します。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書での回答をお願いいたします。

本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の契約条項に関する是正がなされていない場合には、当機構は貴社に対して差止請求訴訟を提起することができることを念のため申し上げます。

なお回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

## **I . 申入れの趣旨**

貴社が、消費者との間で、留学あっせん契約を締結するに際し、下記内容のように履行した役務の内容及び時期と無関係に契約日から起算した経過日数により金額を定めた違約金設定の意思表示を行わないこと、同意思表示を内容とするひな型が印刷された契約書用紙を破

棄すること及びこれらを社内で周知・徹底させる措置をとること、をそれぞれ請求します。

#### 記

契約日から起算して 8 日以降 29 日までの取消において、次のとおり取消料を経過日数に応じて定め、契約日から起算して 30 日以降の取消においては、申込金全額を取消料とする。

① 契約日から起算して 8 日目以降で 19 日目以内の取消

A/B/C は取消料 105,000 円 D/E/F は取消料 31,500 円

② 契約日から起算して 20 日目以降で 29 日目以内の取消

A/B/C は取消料 210,000 円 D/E/F は取消料 42,000 円

③ 契約日から起算して 30 日目以降の取消

A/B/C/D/E/F とともに申込金全額が取消料

< 参考 > … 申込金は、海外留学プログラム A/B/C の場合、

詳細プログラム内容に応じて、105,000 円～

367,500 円、同じく D/E/F の場合は、同様に

52,500 円～126,000 円と、貴社の海外留学プログラ

ム約款（契約条項）に定められている。（貴社の

2010 年 12 月 25 日適用版の海外留学プログラム約

款における頭書きとプログラム代金の記載内容に基づく)

## II. 申入れの理由

### 1. 契約日から8日目の損害は、契約締結に係る費用等に限定されること

貴社は契約日から7日までは無条件で取消を認め、全額の返金をすることを各契約に定めています。

従って、通常、貴社は、7日間は本件契約に定めた役務の履行を開始していないと考えられます。

そうであれば、翌日である8日目に105,000円ないし31,500円も損害が発生することは到底考えられません。仮に損害が発生するとしても、契約締結に係る実費の範囲と考えます。

### 2. 渡航日及び学校を決定しなければ支払代行業務を行えないこと

貴社は、本件契約において、入学申込金に対応するサービスについて次のように定めています。

#### 1) 学校選択

申込者は、申込者の希望留学先及びコース選択を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申込者の意思により1校（小学・中学・高校・大学・大学院留学の場合は3校まで）選択します。

## 2) 各種手続きの代行

### ① 入学手続き

各留学プログラムの入学の手続きを行います。

### ② 滞在先手続き

当社は、申込者が留学する際の寮・ホームステイ滞在等の申込手続きを代行いたします。（以下略）

### ③ 渡航手配手続き

希望者には、成田空港又はその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道又は往復航空券を手配します。（以下略）

### ④ 留学費用の支払い

当社は、希望留学先等への留学費用の支払い手続きを送金により代行します。申込者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。

⑤ 海外留学保険加入手続き代行

当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。(中略) なお、海外留学保険は別途料金となります。

⑥ ビザ取得のお手伝い

留学先でビザが必要となる場合、希望者には当社が申請書類の作成お手伝いを致します。(中略) なお、ビザ申請に伴う実費は別途料金となります。

3) 留学に関する資料配布と複数の担当スタッフによるアドバイス

当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した資料の配布、複数の担当スタッフによるアドバイス等を致します。

これらのサービスは、留学先の学校が決まらなければ全て行うことができないものであり、かつ渡航日が決定しなければ、いつから入学するのか、何便の飛行機で行くのか決まらないので、どれも手続き代行をすることができないものです。

特に、渡航先や学校を決めるための条件として語学力の条件があり、申込者本人の希望だけでは入学できない学校も貴社は斡旋しています。

このような場合は、貴社も推奨しているように、申し込んだ消費者が語学力の確認をするために試験を受けるなど一定期間を必要とするのですから、必要なスコアを保持していない場合は、最低でも受験申込から試験結果の通知を受けるまで3ヶ月程度を要することとなります。

従って、契約日から30日間で学校も決まらないのが通常であり、ましてや渡航日が決まることは稀であるといえます。

そもそも、貴社は、1年後の留学を標準スケジュールで設定しており、申込日から30日以内にこれらすべてを提供する必要がないばかりか、不可能であるといわざるを得ません。

### **3. 役務の履行と無関係に貴社に損害は発生しないこと**

貴社が役務の履行を行わないのであれば、特段の損害が貴社に発生することはありません。貴社は主とし

て手続き代行をするために申込金を受領しているからです。

単純に契約日からの経過日数に比例して、手続きを代行するものでもないことは、申込者の学校選択が終わり、渡航日を決めてからの代行手続きとなることから明らかです。

契約日から30日という期間内に貴社に平均的損害が本件契約に定める割合で発生することはほとんどありません。

学校や渡航日が決まったとしても、まず、入学申請をし、その許可を得てから授業料を送金することになり、この日数が一定程度かかります。授業料だけでなく、渡航した際の滞在先も定め、その費用も支払い、航空券を購入し、海外旅行保険に加入しなければ、ビザの申請ができません。英文の健康診断書も用意する必要があります。ビザの申請は、早すぎても許可を得られないことがあり、通常、渡航前3ヶ月程度前からの申請を求められます。

貴社が行うと本件契約に定めている役務は、契約日から30日を超えて発生する代行業務であり、役務の



都度、損害が発生する性質のものであるので、単純に契約日から起算して損害が増加していくことはありません。

尚、貴社の約款では、海外留学プログラム内容によっては、契約日から起算して29日目以内の取消料が貴社の設定する申込金全額に達することもあります。具体的には、貴社では、海外留学プログラムのAに該当する「専門留学」の申込金を210,000円、同じくBに該当する「海外インターンシップ留学」の申込金を105,000円～367,500円と設定（貴社の2010年12月25日適用版の海外留学プログラム約款における頭書きとプログラム代金の記載内容に基づく）していますが、この場合、契約日から起算して8日目以降で19日目以内又は29日目以内の取消料が申込金全額に相当することが有り得ます。この点も問題であり、あわせて指摘するものです。

#### **4. 役務提供とは無関係に契約日からの経過日数で違約金額が増加する定めは無効であること**

以上の貴社の役務の性質と履行時期から判断して、

貴社の本件契約に定める取消料は、消費者契約法第9条1号に定める解除の事由、時期の区分に応じた平均的損害を超えた定めとなり、無効です。

そこで、当機構は、本差止請求書をもって貴社に対し、上記条項は消費者契約法第9条1号に反し、無効であるので削除を申入れます。

## **5. 結論**

以上の理由から、当機構は、貴社に対して、申入れの要旨に記載した措置をとることを請求するものです。なお、本書は消費者契約法第41条1項に基づく差止請求ですので、本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の契約条項に関する是正がなされていない場合には、下記裁判所に提訴する予定であることを申し述べます。

## **6. 訴えを提起する予定の裁判所**

東京地方裁判所